

蓬田村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年蓬田村条例第1号）第6条の規定に基づき、令和3年度の実施状況を次のとおり公表する。

令和 4年 9月 8日

蓬 田 村 長 久 慈 修 一

令和3年度蓬田村人事行政の運営等の状況報告書

1. 職員の任免及び職員数に関する状況（令和3年4月1日現在）
〔村長部局〕

区 分	職員数	内 訳
総 務 課	17	事務職 13人 技能労務職 4人（自動車運転手）
税 務 課	6	事務職 6人
住 民 課	8	事務職 7人 保健師 1人
健康福祉課	10	事務職 7人 保健師 3人
産業振興課	6	事務職 6人
建 設 課	5	事務職 5人
出 納 室	3	事務職 3人
計	55	

〔教育委員会〕

区 分	職員数	内 訳
教 育 課	5	事務職 5人
計	5	

〔議会事務局〕

区 分	職員数	内 訳
議 会	2	事務局長 1人 事務局次長 1人
計	2	

〔選挙管理委員会〕

区 分	職員数	内 訳
選挙管理委員会	1	書記 1人
		事務局長総務課長併任、書記行政班職員併任
計	1	

〔農業委員会〕

区 分	職員数	内 訳
農業委員会	1	事務局次長 1人
計	1	

2. 職員の給与の状況

職員の給与については、別途「蓬田村職員給与・定員管理等の公表」を参照。
 (蓬田村ホームページにおいて別に公表済み)

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

- (1) 1週間の正規の勤務時間 38時間45分
 (2) 1日の正規の勤務時間 7時間45分
 開始時刻 8時15分
 終了時刻 17時00分
 休憩時間 12時00分 ～ 13時00分
 (3) 年次有給休暇の取得状況 (育休、退職者等除く)

区 分	総付与日数 a	総取得日数 b	対象職員数 c	平均取得日数 b/c	消化率 b/a
全部局	2,321.5日	919.5日	64人	14.4日	39.6%

期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日

(4) 特別休暇の導入状況

- | | |
|-----------------|------------------|
| ① 骨髄提供 | 必要と認められる期間 |
| ② 結婚休暇 | 7日 |
| ③ 育児時間 | 1日2回それぞれ60分以内の時間 |
| ④ 妻の出産 | 3日 |
| ⑤ 男性職員の育児参加 | 5日 |
| ⑥ 子の看護 | 5日 |
| ⑦ 親族の死亡 | 配偶者10日、父母・子7日等 |
| ⑧ 父母、家族の祭日 (法要) | 1日 |
| ⑨ 夏季休暇 | 5日 |
| ⑩ 産前産後休暇 | 産前8週間、産後8週間 |

(5) 介護休暇の取得状況（全部局含む）

介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）							
	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
1		1						

(6) 育児休業取得状況（全部局含む）

育児休業取得者数	育児休業承認期間
1	令和3年7月9日から令和5年3月31日まで

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和3年度中の処分者）（全部局を含む）

処分事由	処分の種類					合計	失職
	降任	免職	休職	降給			
勤務実績が良くない場合（地公法第28条第1項第1号）					0		
心身の故障の場合（地公法第28条第1項第2号） （地公法第28条第2項第1号）					0 0		
職に必要な適格性を欠く場合（地公法第28条第1項第3号）					0		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合（地公法第28条第1項第4号）					0		
刑事事件に関し起訴された場合（地公法第28条第2項第2号）					0		
条例で定める事由による場合（地公法第27条第2項）					0		
地公法第28条第4項により失職した者					0		
地公法第28条第4項に基づく条例により失職した者					0		

(2) 休職状態にある者の数（令和2年度以前から休職中の者を含む）（全部局を含む）

処分事由	休職者数
心身の故障の場合（地公法第28条第2項第1号）	0
刑事事件に関し起訴された場合（地公法第28条第2項第2号）	0
条例で定める事由による場合（地公法第27条第2項）	0
合 計	0

(3) 懲戒処分者数（全部局を含む）

処分事由	処分の種類				合計	訓告等
	戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合（地公法第29条第1項第1号）					0	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合（地公法第29条第1項第2号）					0	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合（地公法第29条第1項第3号）					0	
合 計					0	

5. 職員の服務の状況

区 分	村長 部局	教育 委員会	議 会	選挙管理 委員会	農業 委員会
職務専念義務の免除許可（地公法第35条）	2 4 2	7	7	2	4
営利企業等の従事許可（地公法第38条）					
合 計	2 4 2	7	7	2	4

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修（全部局含む）

区 分		延べ受講者数
自治研修所	新採用初任者研修	2
	階層別基本研修	4
	選択研修	1
	管理者セミナー	0
その他の専門研修		5
職場研修の開催		6 7

(2) 勤務成績の評定 ----- 定期的な評定は実施していない。（ただし、特定の場合は実施）

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員安全衛生委員会の設置

(2) 職員の厚生に関する事業の実施

(単位：千円)

令和3年度 福利厚生事業 に係る決算額	互助会への 公費負担額 A	Aのうち互助 会の事務費・ 人件費総額 B	会員掛金 総額 C	互助会 会員数 D	会員1人当た りの公費の 補助金額 A-B/D	公費負担率 (%) A-B/A-B+C
387	0	0	415	64	0	0%

(3) 職員互助会が行う事業と令和3年度実績

1. 互助会名称	蓬田村職員互助会
2. 厚生事業の実施状況 及び実施額並びに公 費負担額	1. 互助共済事業 ①弔慰金（互助会規程による給付） 現職死亡時 香典3万円・生花 0件 配偶者及び同居の子、父母 香典1万円 0件 ②職員弔慰金事業掛金（死亡時50万円） 1,500円×64人=96,000円
	2. 文化、体育、レクリエーション事業 実施事業なし
	3. 研修事業 ①職員の研修助成（自己啓発事業） 1泊2日以上研修を実施したとき 年1回6千円の助成×37人=222,000円
	4. その他の事業 ①総会 年1回 0円 ②退職給付（退職記念品等15千円の記念品） 退職者3人 45,000円

(4) 定期健康診査、人間ドック等の実施

定期健康診査受診者数 10人（健診機関で受診）

人間ドック受診者数 日帰りドック 10人、脳ドック 2人

(5) セクシュアル・ハラスメントの防止 ----- 相談、届け出件数 0件

(6) 地公法第7条第4項の規定に基づき、蓬田村は同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を青森県に委託。

項 目	件 数
1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	令和3年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もなかった。
2 不利益処分に関する不服申立の状況	令和3年度においては、新たな不服申立はなく、また、係属事案もなかった。

8. その他の事項 特になし